

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.3.28 第 169 回国会第 5 号

3月28日、第5回の委員会が開かれました。

## 1 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

- ・ 泉国务大臣（国家公安委員会委員長）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民・民主・公明・共産）
- ・ 櫻田義孝君外3名（自民・民主・公明・共産）から提出された附帯決議案について、泉健太君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成 - 自民・民主・公明・共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 田 端 正 広君（公明）

- ・ 給付金は被害者等が申請してから、実際に給付されるまで、どのくらいの期間を要するのか。
- ・ なんらかの犯罪に巻きこまれ、犯罪被害者になっても、その加害者が判明しない間は、仮給付制度という形で3分の1程度しか支給されないようだが、せめて2分の1程度に引き上げるべきではないのか。
- ・ 申請可能期間を過ぎても、やむを得ない理由により申請できなかった場合、理由のやんだ日から6か月以内であれば申請可能と改正されるが、国民がどれくらいこの内容を承知しているか不明である。この法律の周知徹底をすべきであると考えがいかがか。

### 市 村 浩一郎君（民主）

- ・ 本法律案によりやむを得ない理由がある場合の申請期間の特例を設けているが、事件後の混乱の中で申請を忘れてしまったような場合についても申請を可能にするべきではないか。
- ・ 本法律では、給付金は一時金で支払われることとなっているが、分割による給付を可能にすることも必要ではないか。
- ・ 現状では、給付申請から裁定までに時間がかかりすぎていると思われるが、その理由について、政府の見解を伺いたい。

### 吉 良 州 司君（民主）

- ・ 犯罪被害者等給付金支給法の背景にある哲学を披露して欲しい。

- ・ オウム真理教犯罪被害者のように国家又は社会への挑戦に巻き込まれた被害者や不特定多数・無差別犯罪の被害者については、これまでの考え方をかえ、新たな哲学に基づいて、給付金を支給していく必要があるのではないか。
- ・ 殉職状況に応じて殉職警察官の扱いが異なることを踏まえ、犯罪の種類やその犠牲者の在り方に応じ、その犯罪被害者への対応が異なってもよいのではないか。

### 馬 淵 澄 夫君（民主）

- ・ 犯罪被害者等基本法において、犯罪被害について一義的な責任は誰が負うことになっているのか。また同法における国の責務とは何か。
- ・ 犯罪被害給付制度において、給付金が支給された場合、国が被害者等の損害賠償請求権を取得するが、実際には求償権はほとんど行使されていない。ドイツでは求償権のうち50%を回収している。我が国においても積極的にこれを回収するという決意を示してほしい。
- ・ 政府は都道府県に対し、犯罪被害者支援のためのワンストップ窓口をそれぞれ設置するよう徹底すべきではないか。

### 泉 健 太君（民主）

- ・ 一般刑法犯の被害者のうち、死亡者数が約1,300人、重傷者数が約3,000人であるのに対して、犯罪被害者等給付金の申請者数は約500人となっている。このような犯罪被害者数と申請者数の差についてどのように考えているのか。

- ・障害等級が3級以上の障害者に対する障害給付金が拡充されるが、障害等級が4級以下の障害者であっても、職場復帰や生活の維持が困難な場合もあることから、これらの障害者に対する障害給付金の拡充についても検討すべきではないか。
- ・国外における邦人の犯罪被害者が増加していることを踏まえ、国外における犯罪を犯罪被害者等給付金制度の対象とすることについて検討すべきではないか。

### 吉井英勝君(共産)

- ・冤罪事件、特に鹿児島県の志布志事件について鹿児島県警察幹部は冤罪被害者に未だ直接謝罪していない。人道として謝罪するのが当然ではないか。
- ・本法律施行前の犯罪被害者の救済のためにも、本法律の遡及適用について検討することも必要ではないか。泉国家公安委員会委員長の決意を伺いたい。

- 2 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第27号)  
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)
- ・増田国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。